

任意団体 つくるがっこうイホルラ舍 規約

(名称)

第1条 この会は つくるがっこうイホルラ舍（以下「本会」）と称する。

(事務所)

第2条 本会は事務所を 和歌山県橋本市高野口町名古曾 962 に置く。

(目的)

第3条 本会は、教育機会確保法の下、不登校および公教育を選択しない小中学生を対象に、安心して穏やかに過ごせる居場所、個性や個人差を尊重した学習環境を提供する。それにより、団体に関わる全ての人のエンパワメントを目指すと共に、公教育とは違ったオルタナティブ教育および多様な生き方を認め合う社会の実現に寄与する。以上を目的とし、2021年4月1日設立する。

(活動)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、以下の活動を行う。

- (1) フリースクール運営事業
- (2) 生涯学習事業
- (3) 学校・教育委員会・関連団体・機関との情報・意見交換
- (4) その他目的達成のため必要と認める事業

(構成)

第5条 本会は個人会員をもって構成する。

2 個人会員は、本会の目的に賛同し入会したものとする。

(加入と条件)

第6条 本会の目的に賛同し、加入を希望する個人は、役員1名以上の推薦を得て、本会に入会を申し込む。規約に同意して本会にかかる意志が明確であることが運営委員会で認められれば入会が承認される。

(退会)

第7条 会員は、別に定める退会届を共同代表に提出して、任意に退会する事が出来る。

2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したとみなす。

- (1) 死亡したときまたは団体が解散したとき。
- (2) 会員が正当な理由なく総会を2年以上出席しないとき。

(除名)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、運営委員会の議決を経て、当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の規約に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を棄損、または目的に反する行為をしたとき。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 共同代表 2名
- (2) 幹事 若干名
- (3) 監査 1名

(役員の任務)

第10条 共同代表は本会を代表して会務を統括する。

2 幹事は代表、副代表を補佐し、事務全般を管理する。

3 監査は事務および会計を監査する。

(役員の選出)

第11条 役員は会員の中から選出し、総会の承認を得る。

(役員の任期)

第12条 本会の役員任期は総会から2カ年後の総会までとする。但し再任は妨げない。

(役員の解任)

第13条 役員が次の各号に該当するときには、役員は運営委員会の議決を経て、当該役員を解任することができる。

- (1) 役員の責任が果たせない本人の事情があると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬等)

第14条 役員は原則無給とする。但し常時勤務する役員に限り、報酬を受けることができる。

2 前項に関し必要な事項は、総会の議決をもって定める。

3 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(会議)

第15条 本会の会議は、総会および運営委員会とする。

2 総会は、定時総会および臨時総会とする。

(会議の構成)

第16条 総会は、本会の最高議決機関であり、会員をもって構成する。

2 運営委員会は、役員をもって構成する。

(会議の機能)

第17条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 役員の承認

(2) 事業報告及び収支決算の承認

(3) 事業計画及び予算の決定

(4) 規約の改廃

(5) その他重要事項

2 運営委員会の任務は、次の通りとする。

(1) 総会の議決に基づいた会務運営

(2) 活動案の作成

(3) 会員の承認

(4) その他必要事項

(会議の開催)

第18条 総会は年1回代表が招集する。

2 臨時総会は共同代表が必要と認めた時、あるいは役員の3分の2以上の要求がある場合に開催する。

3 運営委員会は3ヶ月に1回、あるいは共同代表が必要と認めた時、開催する。運営委員会の開催が困難なときにはオンラインでの会議をもってこれに代えることができる。

(会議の成立・議決)

第19条 総会は会員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。但し委任状をもって出席に代えることができる。

2 運営委員会は役員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。但し委任状をもって出席に代えることができる。

3 会議は出席者の過半数をもって議決する。

(資産の構成)

第20条 本会の資産は、事業収入・補助金・寄付金をもって構成する。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(剰余金の分配の禁止)

第22条 本会は剰余金の分配を行わない。決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(会計監査)

第23条 監査役は通常年1回期日を定めて会計監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

(残余財産の帰属)

第24条 本会が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、総会の議決を経て選定された他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(規約の改廃)

第25条 規約の改廃は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

附則

(施行期日)

この規約は2021年4月12日から施行する。

この規約は2023年6月5日から施行する。

この規約は2023年10月28日から施行する。

この規約は2024年4月27日から施行する。

この規約は2025年1月16日から施行する。

この規約は2025年3月9日から施行する。

この規約は2025年5月25日から施行する。

(常勤役員の報酬額の特例)

常勤役員の報酬の額は、次に掲げる額とする。

(1) 月額 160,000円